

戦間期輸出組合に関する覚書

——同業組合解体史の一齣——

藤 田 貞 一 郎

目 次

- I はじめに
- II 貿易業に関与する同業組合
- III 輸出組合の成立
- IV 同業組合の反応
- V 輸出組合と工業組合の対立
- VI おわりに

I は じ め に

明治・大正・昭和前期に蔽として存在した業界団体に、同業組合¹と準則組合がある。これらの組合は、重要物産同業組合法、同業組合準則あるいは各府県レベルにおける同業組合取締規則によりつつ組織された。が、『日本資本主義発達史の基礎知識²』と銘打って「日本資本主義発達史についての基本的な事実認識に正確を期すること」を標榜した著書が一切同業組合あるいは準則組合については、これを対象としていないことに典型的に見られるように、戦前は別として、戦後の研究史は同業組合と準則組合それぞれ自体を主たる研究対象として、基本的な事実を整理することは殆んどこれを欠いて来たといつてよい。だが、そうした研究状況にも、やっとな変化

1 本稿では、第二次世界大戦後の今日に、時折見受けられる例えば「某々環境衛生同業組合」といった場合のそれは、当面对象としない。

2 大石嘉一郎・宮本憲一編（1975年、有斐閣）。

の兆しが現われて来ている。山本景英の好論³もそのひとつである。

筆者は、久しく同業組合の成立と解体の歴史について、その事実認識の確定に努めて来ている。本稿では、その一連の作業の一環として輸出組合の登場を、同業組解除体史の観点から整理しておくことにしたい。というのは、政府が同業組合を解体させるために——いわばなし崩しに、解体させるといった方が歴史の事実により適切だと思うが——、重要輸出品工業組合法（のちには工業組合法）と商業組合法を制定したことは周知の事実⁴に属するが、大正13年（1924）重要輸出品工業組合法案とともに議会に提出され、翌14年公布を見る輸出組合法⁴もまた同じねらいといわないまでも効果を有したものと理解しておく必要があると思われるからである。この点は、昭和9年（1934）の全国（商工）同業組合大会の決議が「同業組合・商業組合・工業組合・輸出組合ノ各組合ハ現在ニ於テ対立的ノ弊ニ陥リ之レカ機能ヲ失フ現状ニ鑑ミ宜シク同業組合ヲ母体トシテ緊密ナル關係ヲ保持シ相互協力ノ下ニ機能ヲ発揮シ完全ナル統制力ヲ具備セシムル様現行法規ノ適當ナル運用ヲ希望スル」と、輸出組合にも言及して、政府に要望していることに徴しても、間違いないところであろう。

それでは、輸出組合は同業組合の解体史において、どのような役割あるいは位置付けを有するのであろうか。

II 貿易業に關与する同業組合

重要物産同業組合法に基いて設立された貿易業務に關与する業者の同業組合にはどのようなものがあつたか。表1はそれを示したものである。こ

3 山本景英「産業合理化と商業組合（上）」『国学院経済学』第36巻第2・3合併号、1988年。

4 大正14年4月1日から施行された商工省分課規程によると、新たに貿易課が「輸出組合ニ關スル事項」の事務を掌ることと定められている。通商産業省編『商工政策史 第三巻 行政機構』（商工政策史刊行会、1962年）184ページ。

表1 貿易業務に関与する同業組合

設立年次	工務局主管	貿易局主管	水産局主管	商務局主管
1898			横浜海産乾物罐詰貿易商	
1899	横浜輸出雑貨	横浜輸出真田 神戸真田 神戸貿易 横浜輸出絹物		
1900	横浜輸出織物加工品 東京輸出金属器			東京薬種貿易商
1901	羽前輸出織物			
1902	石川県輸出織物		神戸海陸産物貿易	
1904		長崎貿易商		
1907		大阪満鮮貿易商		東京砂糖貿易商
1910	名古屋陶磁器貿易商工			
1911		北海道玉葱輸出		酒田薬工品輸出商
1914	土佐石灰輸出商	大阪刷子		
1917	福井県輸出麻真田		関門海産物貿易商	
1922		神戸輸出敷物		
1924		日本柑橘北米輸出		
1925		神戸輸出絹物		

（出所）昭和13年3月商工省工務局編纂『重要物産同業組合一覧』日本商工会議所

の表は昭和13年（1938）現在時点のものであるから、それ迄に解散あるいは輸出組合などに編成替えしたものは当然含んでいない。が、おおよその傾向は把握できるであろう。商工省貿易局主管以外のものであっても貿易あるいは輸出とその文字が名称中にあるものは全てあげている。この表で気付くことのひとつは、輸入との文字を冠した同業組合名称が見当たらないという点である。これを含めて、貿易業務に関与する業者の同業組合の実態を究明することが、これからの課題である。

事実整理の歩を進めるに際して、あらためて思い出しておきたいことは、重要物産同業組合法に基づき設立される同業組合は、同一地域内強制加入全同業統制力を有するとされた業界団体で、商人仲間と職人仲間に分

かれていた株仲間体制と異なり、同一産業に属する商・工全業者強制加入の同業組合は、問屋資本の利害に極めて有利な組織であったと一般にいえることである。

このような同業組合のひとつとして、貿易業務に関与する業者の同業組合もあるわけである。そこで、その実態を窺うために、明治31年(1898)設立の横浜蚕糸貿易同業組合⁵をとりあげてみよう。この組合は売込問屋と輸出商によって組織されており、問屋は製糸家と輸出商の間に介在し委託販売を業として「生糸の売人」であり、輸出商は自己の危険と計算において生糸を買入れ海外へ輸出するを業務としていた。この両者によって組織された組合において、問屋業者は重要問題の審議に際して、有志会の名目で輸出商を除外した組合運営を行っていた。このため、大正15年(1926)輸出商は組合を脱退し、彼らのみで組織する「私設組合」の生糸輸出商同業会を計画するに至った。ちなみに、先の表1に横浜蚕糸貿易同業組合の名称が見えぬのは、このためであろうと思われる。

元来は売込問屋主導の同業組合であったというわけだが、これは神戸でも同様な状況であったように思われる。神戸貿易同業組合は明治32年(1899)に設立されているが、「神戸の売込商人」によるものであったとの指摘⁶がある。

長崎貿易商同業組合は明治37年(1904)に、長崎貿易商組合と荷受問屋組合⁷とが合併して設立された。この組合は、大正5年(1916)から輸出罐詰の検査を実施することになるが、長崎の輸出罐詰検査所の設立は、元は漁民団体の長崎県水産会がその事業として計画したものであった。それを、神戸・横浜その他各主要地でも同業組合が実施しているという理由を

5 秋本育夫「貿易商社」松井 清編『近代日本貿易史 第二巻』(有斐閣, 1961年) 223~225ページ。

6 松野文造編『明治以降京都貿易史』(京都貿易協会, 1963年) 130ページ。

7 長崎貿易商同業組合の史実については、いずれも迫文三郎編『長崎貿易商同業組合史全』(同組合, 1933年)による。

あげて、同業組合の事業として、農商務省の公認を得たのである。罐詰のみならず輸出水産物一切の検査に当るべきだとまで主張していた。大正5年に制定の組合の輸出水産物検査規定は、対象品目として蟹・鰕・鮭・鱒・鮑(トコブシを含む)・鰯油漬・貝柱・北寄・蛤・牡蠣・蛸のそれぞれの罐詰をあげている。そして、第3条で「本組合員ハ検査ヲ受クベキ商品ニシテ検査ヲ受ケザルモノハ之ヲ販売又ハ輸出シ若クハ検査ニ合格セザル商品ヲ輸出スルコトヲ得ズ」とし、第5条で検査手数料を明記した。「組合員ト同一ノ営業ヲ為ス者ハ本組合ニ加入スベシ」(長崎貿易商同業組合定款第15条)との加入強制規定を背景にした、組合のこの事業は農商務省の検査所に対する補助金が大幅に減額されたので、大正14年長崎県水産会に引渡した。長崎貿易商同業組合もまた、すこぶる問屋の利害を代表するに敏感な業界団体であったといわねばなるまい。『組合史』もその第一節で「之(荷受問屋仲間……引用者注)が実に現在の長崎貿易商同業組合の前身であって、爾来幾多の変遷を経て今日に至ったのである」(2ページ)と記す所以であろう。

以上の三例は、商工省の行政管轄では貿易局主管に属する組合の例であり、工務局・水産局・商務局主管に属する他の貿易業務に関与する業者の同業組合についての実態を究明する必要がある。が、上記の三例が、「売込問屋」・「売込商人」・「荷受問屋」の利害を代表する業界団体であったことを、とりあえずここに確認しておこう。

ところで、宮本又次は、貿易商社の源流を論ずる際に、「生糸・織物・マツチ・陶磁器などの輸出産業は、多くはこうした問屋(政商的商業資本以外の旧問屋制商業資本……引用者注)、あるいは貿易商の支配下にあつた⁸」と指摘するに加えて、明治後期から大正期の「当時は対外輸出といっ

8: 宮本又次「貿易商社の源流」宮本又次、梶井義雄、三島康雄編『総合商社の経営史』(東洋経済新報社、1976年)33ページ。

でも繊維品・雑貨を主としていたから、問屋の商業資本上層に属するものは、しだいに對外輸出にのり出し、貿易商社化していったのである。中小工業を支配しうる問屋にしてはじめて、對外貿易商社としての機能を發揮できたといえる」と、記す。

かくして、輸出組合の歴史的意義は、同業組合の解体史の観点に加えて、貿易商社の展開史のそれをも視野に入れながら考察しなければならないことになる。

III 輸出組合の成立

同業組合とは別に、「輸出組合の組織」化が必要であるとしたものに、明治43年(1910)生産調査会の「外国貿易助長の方法及び施設に関する答申案」¹⁰がある。ここでは、「大概の商品には、同業組合の組織ありと雖も、此は内地間の取引を主眼とするに止まる。然るに日本名物たる雑貨の販路不確実なる製産者及び問屋が常に同志撃をなし、内に於て粗製濫造を顧みず、外に於ては商品の横溢放売を来すに因ること多し」との判断に基き、その対策として、「普通の同業組合以外更に輸出同業組合を組織」すべきであり、「当局者亦進んで此種組合の組織を奨励する必要ありと認む」としている。この答申案の一節は、見出しに輸出組合という用語を使う一方で、本文中では輸出同業組合という用語を使い、統一に欠けているが、輸出部門での「製産者」と「問屋」の対立を是正するために、輸出組合の設立を公けに提案したものとしては、早期のものと思われる。

その後、大正5年(1916)経済調査会の貿易第一号提案は、重要物産同業組合法「改正法律の趣旨に従ひ益々其(重要輸出品に関する組合の……

9 前掲書、36ページ。

10 高橋亀吉編著『財政経済二十五年誌 第五巻 政策篇(下)』(実業之世界社、1932年)41ページ。

引用者注) 活動を図る為、如何なる施設を為すべきか、攻究の要ありと認む¹¹」と、述べた。

このような前史を受けて輸出組合は登場するのであるが、生産調査会の答申案がいう、「製産者及び問屋が常に同志撃をなし¹²」ているとする事実、それに同一産業に属する商、工全業者強制加入の同業組合は、問屋資本の利害に極めて有利な組織として機能し得るという制度的環境、この二点が農商務省官僚の脳裡に改正すべき問題点として意識されていたことは間違いないと思われる。

たしかに、輸出組合法と重要輸出品工業組合法は、直接には、第一次世界大戦後の国内産業の衰退並びに輸出貿易の激減という事態に対処すべく、農商務省により、中小企業の組合組織を強化助長する一方、輸出貿易上の弊害を除去するための統制手段として立案された。そして、両者は共に法案として大正13年(1924)第50議会に提出され、審議を経て、翌14年公布される¹²。だが、ここで注意を要するのは、この二法によって、問屋と生産者がそれぞれ別の組合を組織することになった点である。この時はじめて、従来の商・工全業者によって組織されとする同業組合の組織原理がともかくにも公けに否認されたのである。というのは、重要輸出品工業組合法は、その第一条で、「重要輸出品ノ製造に関スル工業者」は、その工業の改良・発達をはかるため共同の施設をなす目的を以て工業組合を設立することを得と規定しており、また、輸出組合法は、その第一条で、「同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者」又は「同一市場ヲ目的トシテ商品ノ輸出ヲ業トスル者」は、その輸出貿易の振興を図るため共同の施設をなす目的をもって輸出組合を設立することを得と規定しているからである。

11 前掲書、119ページ。

12 通商産業省編『商工政策史 第一・二巻 総説(上)・総説(下)』(商工政策史刊行会、1985年) 113～116ページ。

さて、この時、輸出組合が扱う重要輸出品として主務大臣が指定した品目は以下の通りである。

綿織物（交織物を含む）・同製品 および 綿織糸・絹織物（交織物を含む）・同製品および紡績絹織物糸・毛織物（交織物を含む）・莫大小および同製品・綿縫糸およびレース糸・時計・陶磁器・珪瑯鉄器・硝子製品・セルロイド製品・燐寸・護謨製品・紙・化粧品・染料・顔料・塗料および工業薬品・売薬・漆器・眞田・甌具・鈕釦・刷子・洋傘・帽子・革および同製品・木竹類製品・扇子および団扇・文具類（鉛筆）・花筵・野草筵其の他の敷物・水産物（製造物を含む）・乾物・罐詰詰食物・果物・百合根・除虫菊および同製品。

上記の品目のうちゴチックで表示したものは、重要輸出品工業組合が設立されてしかるべき重要輸出品としても指定されているものである。これに、布帛製品・金属製品・人造真珠を加えた22種品目が重要輸出品工業組合関連の品目である。

ということから気附くのは、重要輸出品工業組合と輸出組合が扱う重要輸出品はそれぞれ共通の品目があることは確かだが、必ずしも全てが一致しているわけではないという点である。品目数からいえば、輸出組合が扱う重要輸出品目の方が多し。このことは、重要輸出品工業組合法と輸出組合法は同時に提案・公布されているという事実にも目を奪われて、重要輸出品工業組合と輸出組合が各取扱品目について相互に対応していると速断し、単に輸出振興策の観点からのみ輸出組合の成立を論じるのではなく、さらに歩を進めて同業組解除体史の一齣としても把握すべきことを、我々に示唆しているように思われる。

磯部喜一は、昭和14年（1939）に「その後、後者（重要輸出品工業組合……引用者注）は一般的な工業組合制度に展開したので、両者（輸出組合と重要輸出品工業組合……引用者注）の関係は当初ほどには明瞭でなくな

13」とするが、むしろ当初から必ずしもその関係が明瞭に対応しているものではなかったと、むしろ差し支えないのではあるまいか。

IV 同業組合の反応

かくして、政府（農商務省、その後は商工省）は、輸出組合がまず輸出産業の分野において、問屋の利害に有利な組織としての同業組合を、なしくずしに解体させる組織としてその役割を演ずることをも期待していたといえる。長崎貿易商同業組合が、輸出罐詰の検査事業を長崎水産会に引渡すのは、大正14年のこと、農商務省の検査所に対する補助金の大幅減額がその理由となっていたことは既に述べた所であるが、これもまた農商務省の同業組合解体政策から生じる出来事のひとつであったことは、もはやいう迄もあるまい。

「工業者」＝「製産者」とは別に「輸出ヲ業トスル者」＝「問屋」のみによって組織される輸出組合が、商・工全業者により組織される同業組合とはその組織原理が異なる以上、同業組合から反対ないしは批判の動きが出て来るのは当然ともいえる。先に触れた昭和9年の全国（商工）同業組合大会の決議はその一例である。輸出組合法公布以後、そうした反対ないしは批判の動きは見られた筈であると私は推測するが、本稿では昭和14年次の資料から事例をあげておくことにしたい。

この資料は、160有余の各種同業組合に対して、「一、同業組合存置ヲ必要トスル事由」、「二、同業組合ニ非サレハ実施シ得サル事業及同業組合ヲシテ実施セシムルヲ適当トスル事業」、「三、同業中ニ工業組合、商業組合

13 磯部喜一『中小商工業の組合運動』（甲文堂、1939年）98ページ。

14 ひとつの手掛かりとして、当時の新聞記事の利用が考えられる。が、本稿のような問題意識はこれ迄極めて乏しかったためでもあろう。適当な文献が今の所見当らない。

15 日本実業組合連合会『昭和十四年四月 同業組合ニ関スル調査』

及貿易組合設置ノ要否及其ノ事由」,「四. 同業中ニ既設ノ工業組合若ハ商業組合又ハ貿易組合ノ有無」,「五. 前項出資組合設置後ニ於ケル同業組合トノ提携連絡ノ方途如何若シ将来前項出資組合發達如何ニ依リテハ同業組合存置ノ必要ナシトノ見解アルトキハ其ノ事由」の五項目につき, その意見を徴し, 項目別に整理統合した「綜合意見」と各組合の「意見概要」を掲載したものである。なお, 質問項目中に貿易組合の用語¹⁶が見えるのは, あらたに輸入組合の制度も設け, 先の輸出組合を含めて貿易組合とこれを総称して, 貿易の振興を図るべく, 昭和12年に輸出組合法を廃止, 貿易組合法が公布されたからである。

「綜合意見」でそれぞれ幾つかの意見がまとめて並記される中, 一の項目については「業者ノ縦斷的統制」を事由としてあげ, 以下のように述べる意見を書とめている。

同業組合ハ物産ノ原料配給カラ加工・卸(問屋)小売ノ各部門ニ亘リ設置シ得ルカ故ニ物産ノ各段階ニ亘ル縦斷的統制ヲ図リ得ルノミナラズ同業ノ大同團結的綜合的統制ニ便ナリ

三の項目に意見を寄せた同業組合は以下の50組合である。——なお, いずれも, 同業組合の用語は省略する——。

東京牙彫商・東京玩具卸商・東京セルロイド・東京洋酒食料品・東京織物整理・東京罐詰・東京酒類商・東京蒲団蚊帳・東京白米商・東京理化学器械・東京材木問屋・東京製本問屋・東京材木商・東京畳製造・東都セロファン商・東京洋服商工・東京畳花筵・東京砂糖商・東京ゴム・東京電気業・大阪莫大小タオル・大阪罐詰・大阪家具指物・大阪計量器・大阪綿商・大阪洋服商・大阪昆布・大阪鉄商・大阪府縹帶品商工・大阪紙器・大阪砂糖商・大阪刷子・大阪製本・大阪菓子・大阪帽子・大阪府硝子製造・大阪化粧品・名古屋米殻商・愛知県鑄造・

16 清水兼男『貿易組合法』(大同書院, 1938年)。

名古屋文房具商工・名古屋紙商・名古屋紙器・名古屋酒類商・名古屋硝子・名古屋売薬・横浜化粧品雜貨卸商・神奈川県石炭・横浜輸出絹物・横浜米穀商・新潟漆器

ゴチック表示した同業組合が、いずれも貿易組合設置の可否について何らかの意志表示をしたものである。このうち、東京玩具卸商・東京蒲団蚊帳・東京材木問屋・東京ゴム・大阪綿商・大阪洋服商・大阪化粧品・名古屋紙商の8組合は、貿易組合の必要を認めるものである。残る8組合がその必要を認めないものである。必要としない理由が同業組合の組織原理と相入れないことにあることは明らかであるが、以下の4組合の意見が具体的に述べているのでとりあげておこう。

大阪罐詰同業組合

同業組合ノ機能ニ商・工、貿易組合ニ於ケルカ如キ一部ノ修正ヲ加ヘ之等各組合別立ノ弊ヲ除キ左記方法ニ依リテ同業組合ノ機能ヲ發揮セシムルヲ可トス、同業組合下ニ工業部（組合）商業部（組合）貿易部（組合）ヲ置キ各部門ヲ統轄シテ同業組合ニ於テ取締ヲナス即チ横ノ統制機関トナス特ニ検査事業ニ於テハ同業組合ニ權威アル検査機関ヲ置キ各部門（組合）ニ於テナス対立的各個ノ検査ヲ廃止シ茲ニ一元検査ヲ以テ規格ヲ統一セシムルヲ最良策最便宜トス

上記は三の項目に記された意見であった。次の1組合の意見は一の項目につき記せられた意見である。

横浜輸出絹物同業組合

他ノ出資組合カ任意加入制ナルニ対シ同業組合ハ強制加入制ナル為業者全体ノ利益又ハ取締ヲ為シ得ルコト、同業組合ノ大部分ハ其事業ニ関シ多年ノ訓練ヲ積ミ堅実ナル基礎ヲ有シ業務ノ円熟ハ到底弱令ナル出資組合ノ比ニアラスシテ業者共栄ノ実ヲ挙クルニ適応スルコト、出資組合ハ各其ノ特長ト使命ヲ有スルモ之等ハ単ニ横ノ連絡機関ニシテ

(ママ)
 業界ノ一階段ヲ連結スルニ適ス、從ツテ各階段相互間ノ利害ハ必ズシ
 モ一致セサル為動モスレハ摩擦衝突ヲ生スルコト实例ニ乏シカラス、
 且之等組合ノ機能ハ結局、工八条、商輸九条等主務大臣ノ認許発令ヲ
 得ルニアラサレハ事業ノ強化ヲ図ルニ由ナク一朝此統制ノ権能ヲ獲得
 スルヤ忽チ排他的トナリテ事業ノ独占ヲ企図スルノ傾向ヲ来シ斯業全
 般ノ発展ヲ阻害スル結果ヲ招クハ当然ノ帰趨ナリトス、同業組合ノ存
 置ハ業界ヲ統轄スル縦ノ連絡トシテ絶対必要ナリトス
 次の意見は二の項目に対して記された意見である。

東京罐詰同業組合

工業組合・商業組合・貿易組合等ノ検査カ営利団体タル当該組合ノ利
 害ノ上ニ施行セラルル点ニ比シ同業組合ノ検査ハ第三者の立場ヨリ極
 メテ自由公正ニ同業全体ノ究極ノ利益ヲ目的トシテ実施シ得ラルル点
 ハ注目ス可キナリ

昭和5年(1930)商工省工務局「重要輸出品工業組合法ノ改正ニ関スル
 資料」¹⁷が明記するように、「問屋資本主義」を駆逐すべく、同業組合をな
 しくずしに解体させようとする、政府の努力は続いている。そうした政府
 の経済政策の流れの中で、なお、8組合が貿易組合の必要なしとの意見を
 明言している。その理由は、商工分離の組織原理が、「業界ヲ統轄スル縦
 ノ連絡」すなわち「業者ノ縦断的統制」を特徴とする同業組合の組織原理
 と相入れないとするところにあるとしてよい。先に引用した「総合意見」
 は、まさにその点を主張しているのである。その本音が問屋資本の利害に
 にとって有利であるなどということ、公言するなどということは、勿論あ
 り得ないであろう。

かくして、輸出組合の成立は、同業組合の解体史の一環を構成するもの
 としても、把握する必要があることは明らかと思われる。

17 拙稿「近代日本同業組合史論序説」(国際連合大学, 1981年)。

V 輸出組合と工業組合の対立

ここまで史実を整理して来たところで、次に目に入る、興味ある事実は、輸出組合が工業組合と対立するということである。例えば、磯部喜一は、昭和14年（1939）に記す。「工業組合と貿易組合（特に輸出組合）又は商業組合（第三種商業組合を除く）の相剋は、要するに、今日の社会に於ける工業と商業（輸出商業と国内商業）の相剋が集团的に再現したに外ならない。そして工業と商業の相剋は、資本主義経済の展開がもたらす商品配給系統の整理、すなわち謂ゆる商人の介入傾向から排除傾向への移行のうちに専ら現れている。これは個別経済的には、工業に於ける商業蚕食的¹⁸伸展である」。

磯部の指摘に従って、輸出組合と工業組合の対立する場面を列挙してみよう。¹⁹製品検査を中心とする対立・価格協定を中心とする対立・提供量の調節を中心とする対立・工業組合の商企業化を中心とする対立・金融を中心とする対立・工業組合の販路協定を中心とする対立、がそれである。もっとも、上記の六場面は、該書執筆時点で、その可能性が想定できるものをも含めて列挙しているわけだが、具体的事例を挙げている場合もあるので、それらを以下に採録・紹介することにした。

製造検査を中心とする対立

綿毛布・自転車部分品及び刷子などでは、先願の輸出組合に無条件で検査実施権が賦与されたために、紛争が生ずることになった。「検査実施権を中心に輸出組合に対立するのは、独立工企業又は元締問屋の結成する工業組合である」。

18 磯部喜一前掲書、116ページ。

19 磯部喜一『工業組合論』（甲文堂、1936年）333～350ページ。

価格協定を中心とする対立

「縞三綾を取扱ふ全国の主要綿布問屋並びに輸出企業百余名が日本縞三綾輸出組合を結成し、翌（昭和……引用者注）六年四月には日本綿織物工業組合連合会（現称）から、輸出縞三綾に限り、当該輸出組合員以外へは所属工業組合員をして販売せしめぬ覚書を占取した」。

「日本自転車工業組合連合会の統制実施に日本自転車輸出組合並びに全国自転車業組合連合会（販売業者の団体）が反対し、商工大臣宛に統制阻止の請願書を提出した事実がある。また、人絹織物染色工賃第一回値上げに際し、日本輸出織物染色工業組合連合会と大阪綿布商同盟会・大阪綿布人絹織物輸出組合・神戸絹布人造絹織物輸出組合・横浜絹織物人造絹織物輸出組合・横浜及び神戸の印度絹物商・福井又は岐阜等の各機業団体等の間で、紛争が惹起された」。

染色工賃値上げ紛争に際して、大阪の輸出組合などは、「元来人絹織物の染色加工は、輸出商ならびに問屋等の委託をまっけて賃加工させられるに拘らず、委託主側に何らかの相談なく、一方的に決定せる料金は根本的に承服し難い」として、既得権の侵害であると断じた。

工業組合の商企業化を中心とする対立

「工業組合との間で屢々抗争してゐる輸出組合は、輸出^(箱)補助的卸売企業のみが結成し、或はこれらが加盟してゐるものが多い」。西邦瑛瑯鉄器工業組合の海外商企業との直取引に対して、日本瑛瑯鉄器輸出組合は、従前通り輸出組合員を通して輸出商談すべきであると抗議した。大阪輸出莫大小工業組合の対フィリッピン莫大小肌衣24,000ダースの直輸出（昭和7年2月）は、日本比律賓莫大小輸出組合の地盤をゆるがした。この他に、日本自転車輸出組合と日本自転車工業組合連合会の対立。日本護謨製品輸出組合と日本護謨工業組合連合会の対立。日本莫大小輸出組合と日本輸出莫大小工業組合連合会の対立な

ど。

工業組合の販路協定を中心とする対立

「輸出組合を輸出企業が結成する場合と輸出補助的商企業(或は彼等と輸出企業)が結成する場合に於いて、若干の相異がある。工業組合の商企業化をまつまでもなく、その生産調節・価格協定乃至金融等が効果的となるにつれて、輸出補助的商企業はその存在の根拠を薄弱化する。加之、工業組合が指定取引先制を実施の上、或は取引保証金の納入を命じ、或は組合所定の取引方法違反者に指定取消の罰を課するとき、輸出補助的卸売企業が結成する輸出組合は直に工業組合と闘はねばなるまい。これに反し、輸出企業の輸出組合は、商品輸出上未だ一日の長が輸出企業に認められるまま、指定団体取引制を折衝するに及んで、工業組合の攻勢を巧に阻止することが不可能でもない」。

事例のいくつかを挙げると、日本綿三綾輸出組合の結成は、輸出企業と輸出補助的商企業とによる対抗策であった。また、日本珙瑯鉄器輸出組合の西邦珙瑯鉄器工業組合への異議申立も同様であった。輸出向綿サロンの統制に関する日本綿織物工業組合連合会と日本糸染綿サロン輸出組合の対立。このほか、福島県輸出羽二重工業連合会の輸出港(横浜と神戸)における一手販売店設置案に対し、横浜絹織物人造絹織物と神戸絹布人造絹織物の両輸出組合が中心となり、反対運動を起した。

以上、磯部はその意見として、輸出組合と工業組合の対立とは、商業と工業の対立であるといっているわけだが、すでに使った用語でいう「問屋」と「製産者」の対立であったことは、挙げた実例からみても、間違いない。その上で、我々が留意しなければならぬ今ひとつの点は、磯部が輸出組合を組織する業者に「輸出企業」と「輸出補助的^(補)商企業」=「輸出補助的卸売企業」の二類型を弁別し、特に後者のみ、ないしは後者が加盟して

いる輸出組合が工業組合と屢々抗争を起すに対して、前者のみの輸出組合は「商品輸出上未だ一日の長」があり、工業組合に対抗し得る可能性がある」と認めていることである。

ところで、磯部によると「直輸出商は従来同業組合を結成してゐなかつた」、これに対して「輸出入幫助的卸売商」は従来は同業組合の構成員であつたものであるという。この指摘を考慮に入れると、輸出組合は、政府の同業組合解体政策の流れの中で、「売込問屋」・「売込商人」・「荷受問屋」の旧来の性格を色濃く残した「輸出幫助的卸売企業」の最後のより所とする業界団体であつたといえるように思われる。

VI おわりに

「本邦輸出貿易ノ大部分ハ中小輸出業者ニ依リ經營セラレツツアル為、其ノ薄資微力ト同業者間ノ無統制状態トハ、動モスレバ無謀ナル売込競争ヲ惹起シ、之ニ伴フ品質ノ低下其ノ他種々ナル弊害ニ因リ本邦品ノ海外ニ於ケル信用ヲ失墜シ、為ニ市場喪失ノ憂目ヲ見ントシタル事例少シトセズ。於茲政府ハ輸出貿易ニ秩序統制ヲ与ヘ以テ之レガ健全ナル發展ヲ図ラントシ、大正十四年三月輸出組合法ヲ制定シ、同年九月一日ヨリ之ヲ施行シタリ。」²¹

これが、輸出組合を成立させたことについての政府の公式見解である。

また、当時の政府すなわち農商務省あるいは商工省の中心官僚として、これに関する政策の立案・施行に当たった吉野信次は（当時商工次官）、昭和11年（1936）の第二回全国輸出組合大会で、「斯う申しては甚だ何でありますけれども、実は此輸出組合と云ふものを初めて造つたのは、正直に

20 前掲『中小商工業の組合運動』121ページ。

21 商工省貿易局『昭和九年八月輸出組合概況附輸出組合一覧表』。

申上げますと、中小輸出業と云ふものは大きいものに圧迫せられて倒れるから、之を助けようと云ふ意味で、それが立法の精神となって輸出組合と云ふものが出来て居る²²、と述べている。

この二つの表現が、輸出組合の性格の、いわばメダルの表の部分のいいあてていることは確かである。が、裏の部分をも見なければ、輸出組合の史的意義は十分に解明されたとはいえない。繰り返すが、同業組合組織を足がかりとする商業資本の勢力を抑制しながら、産業資本としての中小工業の経営の維持・安定を図ろうとするのが、農商務省・商工省の政策観であった。先にも引用した、商工省工務局「重要輸出品工業組合法ノ改正ニ関スル資料」は、その一節で、「問屋資本主義ノ勢力駆逐ノ為工業組合ニ商人ノ加入ヲ許サザルコト」、「同業組合カラ工業組合ヲ脱退セシメルコト」、と明記していることに留意しなければならない。吉野信次も、先の輸出組合大会の講演では、「法制が輸出組合と工業組合、商人と生産者と云ふものは互に別物だと云ふ建前の下に出来て居る」と、認めている。

こうした裏の部分は、輸出補助的卸売企業の立場からすると旧来の地位を否定されることにつながるから、輸出組合を組織するに至っても、争ってでも何とかその権益を残すべく努力を重ねることになるのである。第二回全国輸出組合大会で、神奈川県輸出組合が「輸出統制に工業組合若は産業組合の介入するを見るも、右は輸出組合法制定の主旨に反」するとして、輸出統制は輸出組合によるべしと、その利害を主張するのも一例であろう。

かつては同業組合、今はそれを脱会して輸出組合に加入してでも、その旧来の権益を守りたいとする「売込問屋」・「売込商人」・「荷受問屋」の性格を色濃く残した「輸出補助的卸売企業」とは別に、宮本又次のいう「問

22 松野武雄編『第二回全国輸出組合大会報告書』（兵庫県輸出組合協会、1937年）69ページ。

屋的商業資本上層に属し、「しだいに對外輸出にのり出し貿易商社化」して行った業者・磯部のいう「商品輸出上未だ一日の長」を有して、工業組合に対抗し得る「輸出企業」の例が、伊藤万・丸紅・山口・田村駒²³などであった。そして、これが、昭和戦前期の輸出業界のひとつの実態でもあったとしてい²⁴。

(1989年9月6日)

(注) 本稿でいう同業組合とは、重要物産同業組合法に基づき設立されたそれを指す。

23 秋本育夫「貿易商社」松井清編『近代日本貿易史 第三巻』(有斐閣, 1963年) 273~274ページ。

24 これに三井、三菱などいわゆる「政商的商業資本」の輸出業務部門を加えると、戦前期の輸出業界図は完成するだろう。